

政策研究レポート

自治体が取組むシェアリングエコノミーの動向と、今後の方向性について

政策研究事業本部 研究開発第1部 副主任研究員 細木 翼

研究開発第2部 主任研究員 美濃地 研一

■本レポートの趣旨

本稿では三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が自治体を対象に実施したアンケート調査結果を基に、社会的な課題を解決するための手法としてのシェアリングエコノミーの普及状況、シェアリングエコノミーの活用により解決を図りやすい地域課題やシェアする資源、取組を進めていく上でのポイントなどについて、分析を行う。

■結果概要

- ・ シェアリングエコノミーへの取組実績を有する自治体は、アンケート調査回答全体の16%であり、今後の活用意向を有する自治体は61%であった。地域課題を解決する手法としてのシェアリングエコノミーに対する関心は高まっているといえる。
- ・ 経済活動としてのシェアリングエコノミーはインターネット上のプラットフォームを活用することが特徴となっているが、自治体による活用事例は政令指定都市や東京都特別区等の人口集積地の事例が多いことが示唆された。
- ・ シェアリングエコノミーの推進体制として、多くの自治体はプラットフォーマー（プラットフォームを運営する民間事業者）と連携しているが、中間支援組織が加わる推進体制は多いとはいえない。
- ・ 取り組みを進めるうえでの課題としては、取組の周知・普及やサービス提供者・利用者に対するフォローなど、地域においてプラットフォームを利用してもらうための工夫が挙げられている。前述の中間支援組織は、これらの役割を担う主体として活動することも多い。
- ・ シェアリングエコノミーの活用を通じた地域課題の解決や改善の効果があるとする自治体は、アンケート調査回答全体の75%であり、課題を解決するための手法として評価されているといえる。具体的には、プラットフォームの活用による柔軟な施策展開が可能になること、マッチングの精度が向上すること、低コストで施策のICT化を行える側面などが評価されている。

■アンケート調査実施概要

調査名称	地域課題の解決に向けたシェアリングエコノミーの活用に関するアンケート調査
調査対象	都道府県、政令指定都市、中核市及び三大都市圏内の市町村（東京都特別区部を含む）
調査規模	配布：580件 回収：264件（45.5%）
調査期間	2020年10月～11月
調査方法	対象となる自治体に対して書面により依頼、郵送にて回答（ウェブ上からの回答も可とした）

1. はじめに

シェアリングエコノミーとは、「個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む)をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」※1 等と説明される経済活動である。

インターネットやスマートフォンの普及を背景に急速に普及が進み、今後も市場規模が急拡大すると予測されている。

シェアリングエコノミーは、民間の経済活動として急成長を続けている経済分野であるとともに、国においても「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和 2 年 7 月閣議決定)では、「シェアリングエコノミーの更なる推進」が位置付けられるなど、個人のスキル等の活用を通じた地域課題の解決の普及が目指されている。

また、2020 年 7 月には、一般社団法人シェアリングエコノミー協会(<https://sharing-economy.jp/ja/city/council>)が、自治体との連携のもとでシェアリングエコノミーの社会実装を支えるインフラとして「シェアリングシティ推進協議会」を設立する等の動きがみられる。同推進協議会では設立趣意として「共助の仕組みによる持続可能性あるまちづくり」「既存資源の有効活用により地球環境に対する負荷を低減 SDGsへの貢献」等を掲げており(シェアリングエコノミー協会ホームページ(<https://sharing-economy.jp/ja/city/council> より一部抜粋)、新たな経済活動の一分野としてだけでなく、社会的な課題を解決するための手法としての注目も進んでいるところである。

一方で、我が国におけるシェアリングエコノミーは新しい経済活動として位置付けられていること、地方公共団体等が主体となったシェアリングエコノミーの活用事例も十分とは言えないこと等から、社会的な課題を解決するための手法として普及するに至っていないのが現状となっている。

※1:「シェアリングエコノミー検討会議第 2 次報告書(2019 年 5 月)」(シェアリングエコノミー検討会議(事務局 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室))による定義

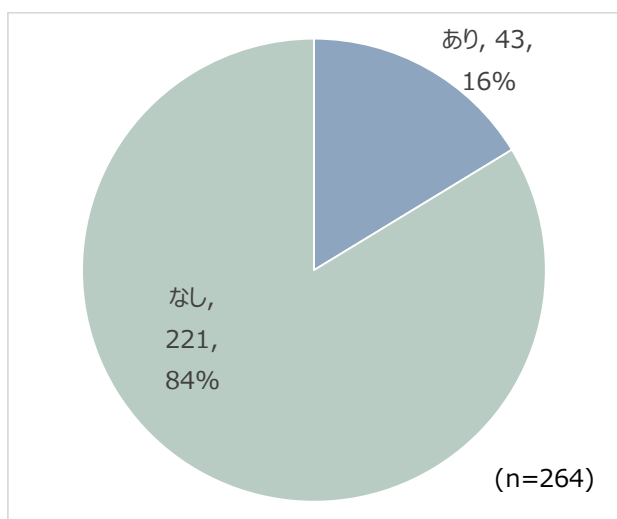
2. アンケート調査結果概要

(1) シェアリングエコノミーの取組の実績

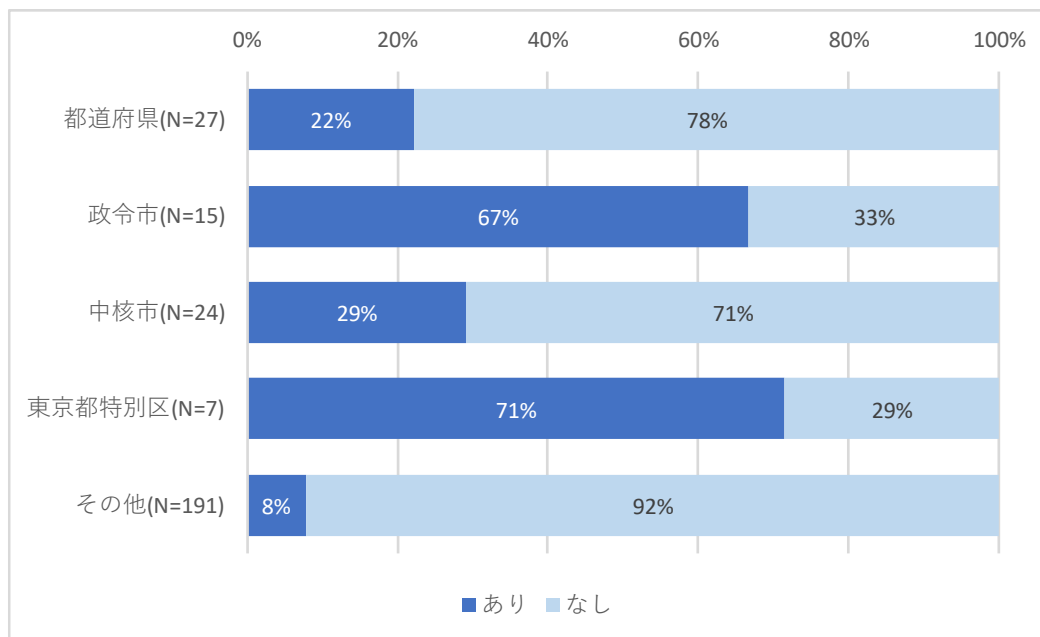
社会的な課題の解決を目的としたシェアリングエコノミーへの、自治体の取組の実績について確認した。その結果、取り組んだ実績が「あり」とする自治体は、回収サンプル(264件)の16%に相当する43件であった。

ここで、自治体の属性別に取組実績をみると、政令指定都市及び東京都特別区において、「実績:あり」とする回答が高くなっている。多くのシェアリングエコノミーはインターネット上のプラットフォームを介したサービスの授受が行われるが、人口規模の大きい地域において、特に普及が進んでいることが示唆された。

図表1 シェアリングエコノミーへの取組の実績(SA)



図表2 シェアリングエコノミーへの取組の実績(自治体の属性別の比較)(SA)

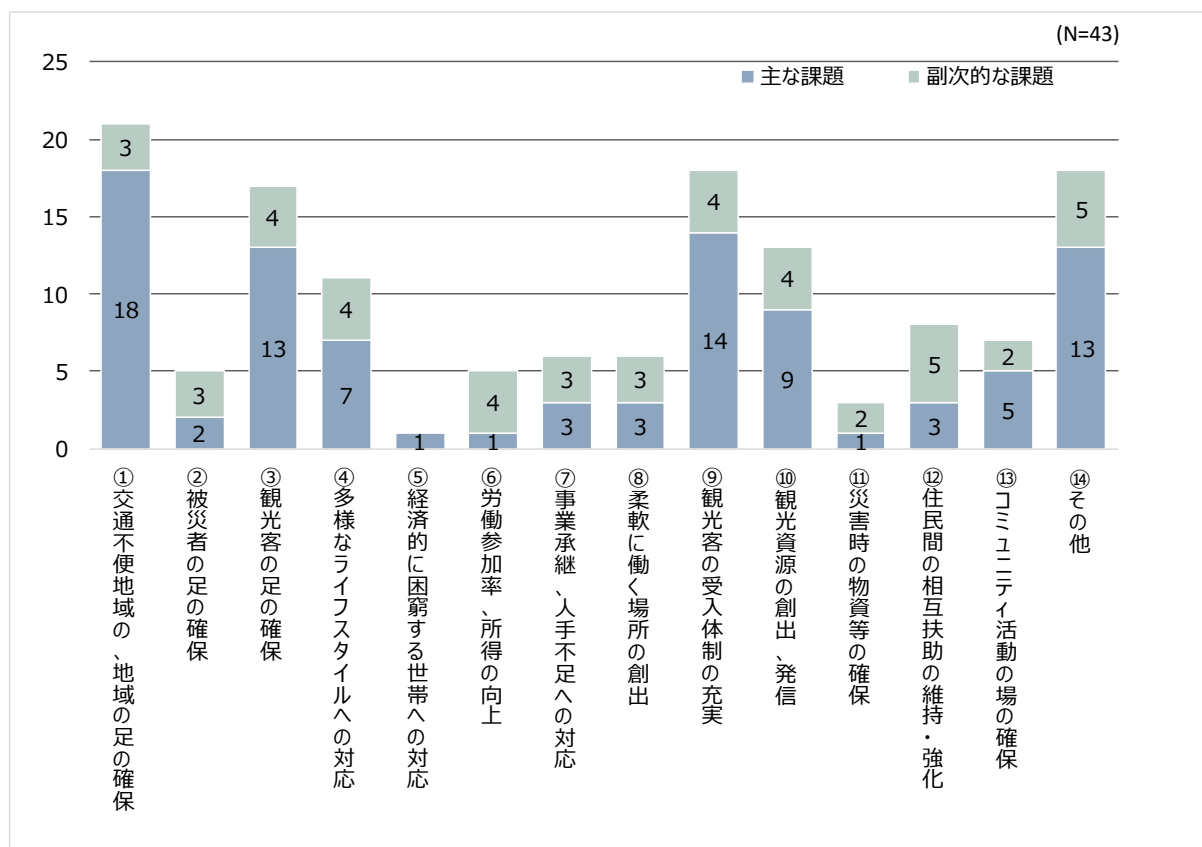


(2) シェアリングエコノミーの活用を通じて解決を目指した地域課題や困りごと

シェアリングエコノミーの活用を通じて解決を目指した地域課題や困りごとについて確認した。「交通不便地域の、地域の足の確保」が21件と最も多く、「観光客の受入体制の充実」(18件)、「観光客の足の確保」(17件)の順に続いている。

地域の持続可能性を高めるという観点での「地域の足の確保」を実現するための手段として、また観光振興については、受け入れ体制の充実、移動手段の確保、新たな観光資源の創出などの多様な観点からシェアリングエコノミーへの取組が進められていることが明らかになった。

図表3 シェアリングエコノミーの活用を通じて解決を目指した地域課題や困りごと(MA)

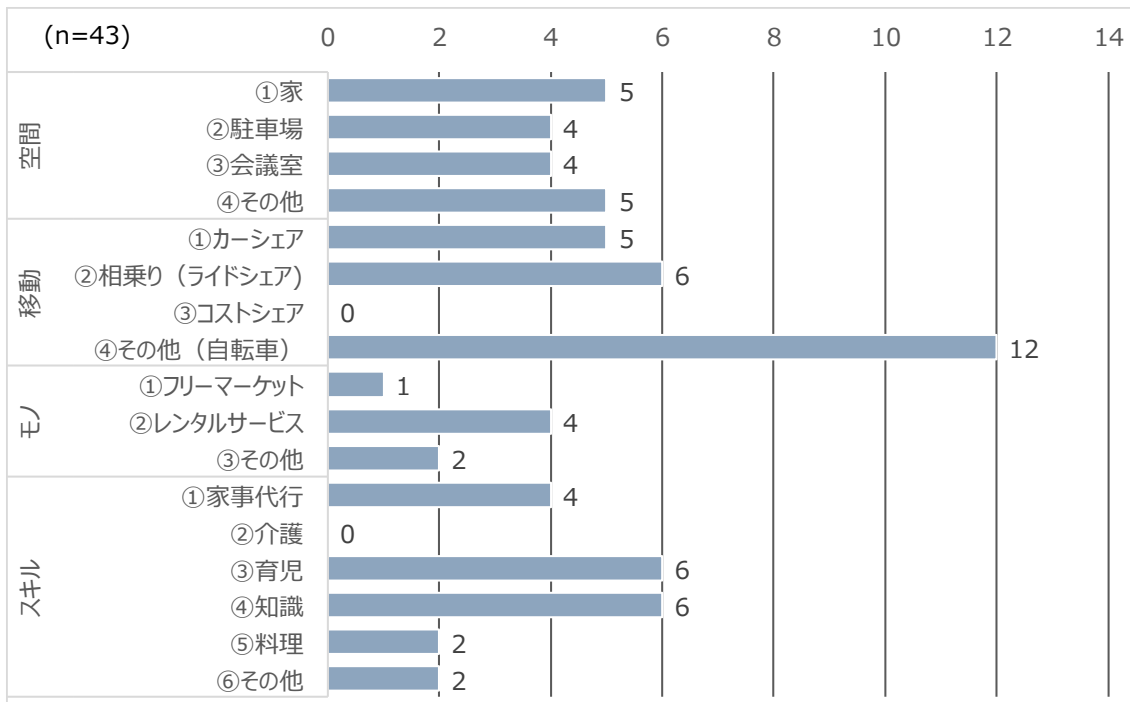


(3) シェアリングエコノミーの取組における「シェアする資源」

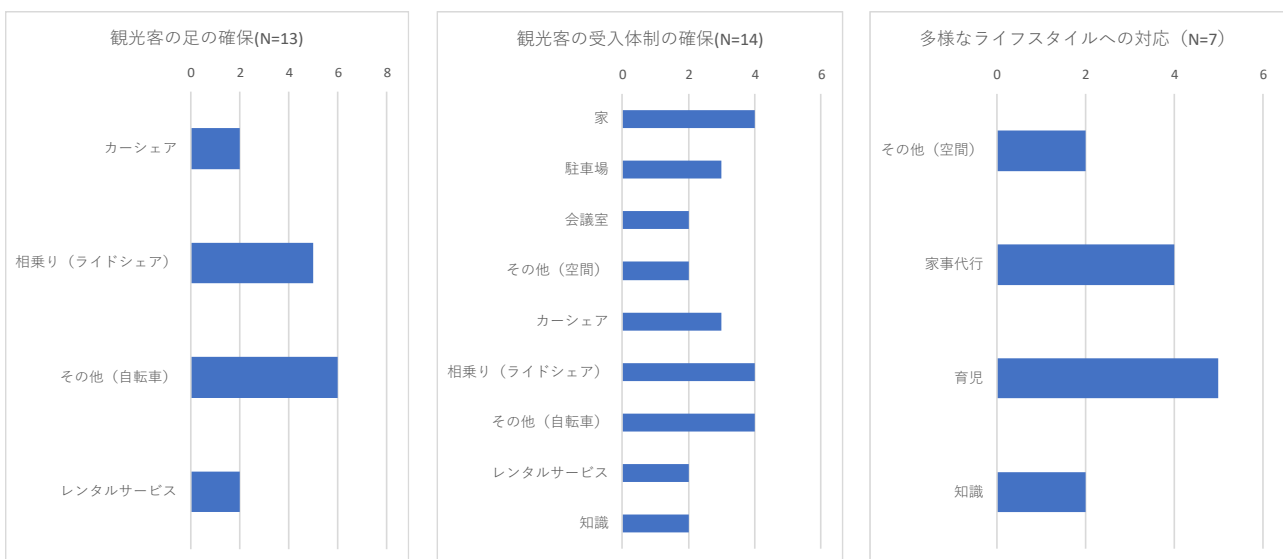
シェアリングエコノミーの取組における「シェアする資源」について確認した。シェアする資源として「自転車」を挙げる事例が多く、「観光客の足の確保」や「地域の足の確保」に取組むうえでの代表的な手法となっている。

その他に、「主な課題」別にシェアする資源をみると、観光客の受入体制の確保に対しては「家」「駐車場」「カーシェア」等を挙げる回答が比較的多く、地域内で遊休化している資源の活用が図られていることがうかがえる。また、「多様なライフスタイルへの対応」としては「育児」や「家事代行」の回答が多く、シェアリングエコノミーの活用を通じて住民間の柔軟なマッチングが図られているといえる。

図表4 シェアリングエコノミーの取組における「シェアする資源」(MA)



図表5 「主な課題」別の「シェアする資源」(抜粋※)(MA)



※:複数件の回答がみられた選択肢を抜粋

(4) シェアリングエコノミーの推進体制

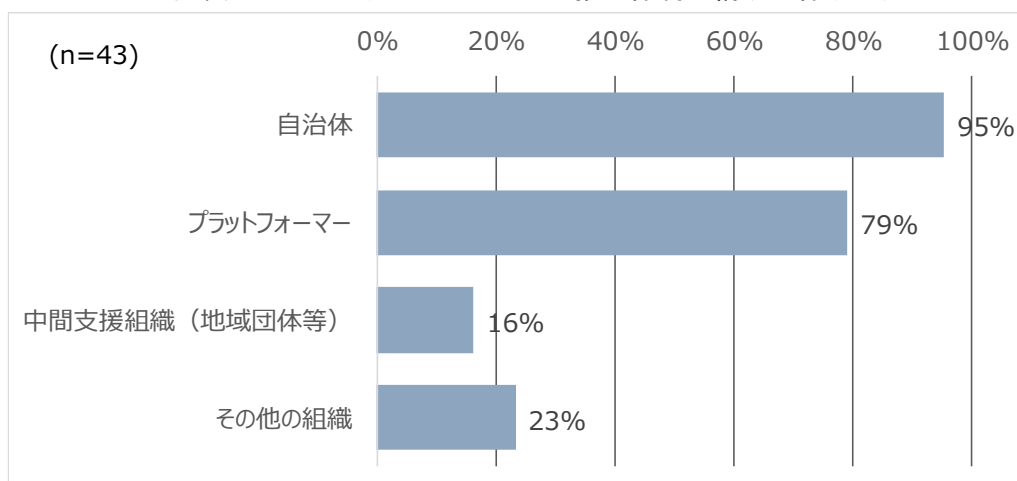
シェアリングエコノミーを進めるうえでの推進体制として、自治体はほぼすべての取組で関わっているほか、プラットフォーム※1が推進体制に関わるとする回答が約8割(34件)となるなど、民間事業者と連携した推進体制を構築する例が多い。先述のとおり、シェアリングエコノミーの多くではインターネット上のプラットフォームを通じてサービスの授受が行われることから、プラットフォームとの連携によりプラットフォームの構築・運用にかかる労力やコストの効率化を図ることが可能となる。

一方で、推進体制において地域団体等の中間支援組織※2が関わるのは16%(7件)に留まっていた。中間支援組織の具体的な役割としては、ニーズ調査や住民への周知・広報、分析業務等の取組のサポートを行う場合と、事業主体として取組に関わる場合の両方がみられる。

※1: インターネット上でプラットフォームを運営する民間事業者

※2: サービス提供者・利用者の掘り起こしやイベント企画・運営、相談窓口やマッチングの補助等、事業全体を推進・フォローする役割を担う組織。(「シェアリングエコノミー活用推進事業報告書」(総務省)の定義に基づく)

図表6 シェアリングエコノミーの推進体制の構成主体(MA)



図表7 中間支援組織の属性及び主な役割(自由回答に基づく整理)

【中間支援組織の属性】

- ・NPO 法人、民間事業者、自治会・町内会等

【主な役割】

■取組のサポートを行う場合

- ・住民ニーズ調査の実施・分析、サービスの周知・広報、利用者等からの相談対応、実証結果の分析
- ・住民へのサービスの周知
- ・事業の支援サポート(行政との連携の実施)

■事業主体として取組に関わる場合

- ・受付、イベント計画
- ・事業運営、器材類の維持管理

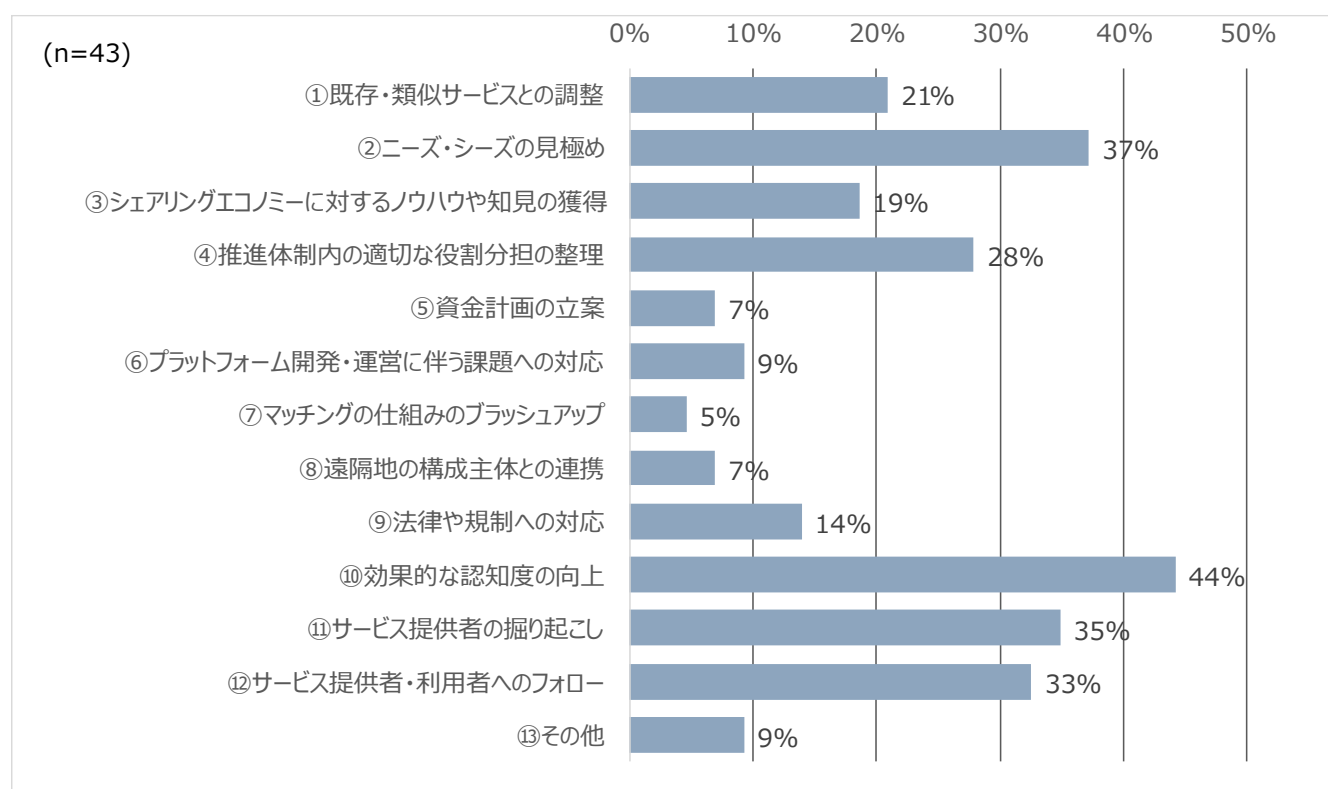
(5) 取り組みを進めるうえでの課題

取り組みを進めるうえでの課題としては「効果的な認知度の向上」が 44%と最も高く、「ニーズ・シーズの見極め」と続く。以下「サービス提供者の掘り起こし」「サービス提供者・利用者へのフォロー」の順となっている。

シェアリングエコノミーの認知度が十分高くないなかでの地域での普及や、サービス提供者・利用者双方に利用してもらえるプラットフォームづくりが取組を進めるうえでの主な課題となっている。

また、ニーズ・シーズの見極めが課題の上位になっていることから、地域の課題を解決するための手段としてのシェアリングエコノミーの妥当性(地域課題とシェアリングエコノミーの親和性)について、あらかじめ丁寧に検討を行うことの重要性が示唆されたといえる。

図表 8 取り組みを進めるうえでの課題(MA)



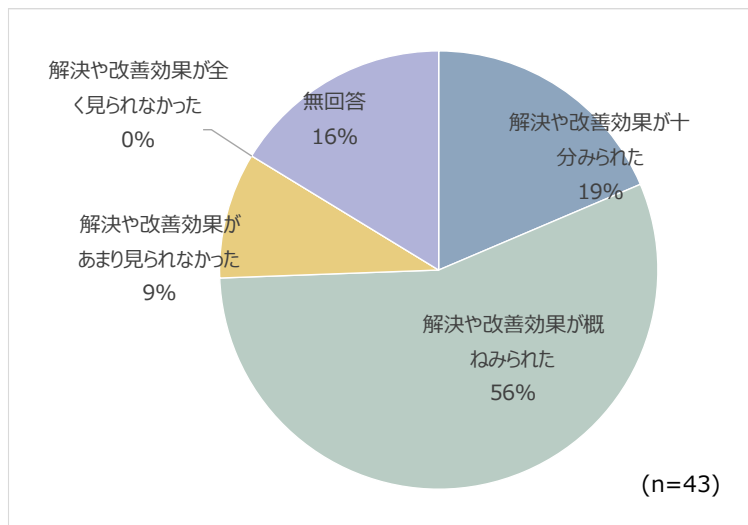
(6) シェアリングエコノミーの活用を通じた地域課題の解決

①課題の解決や改善効果の状況

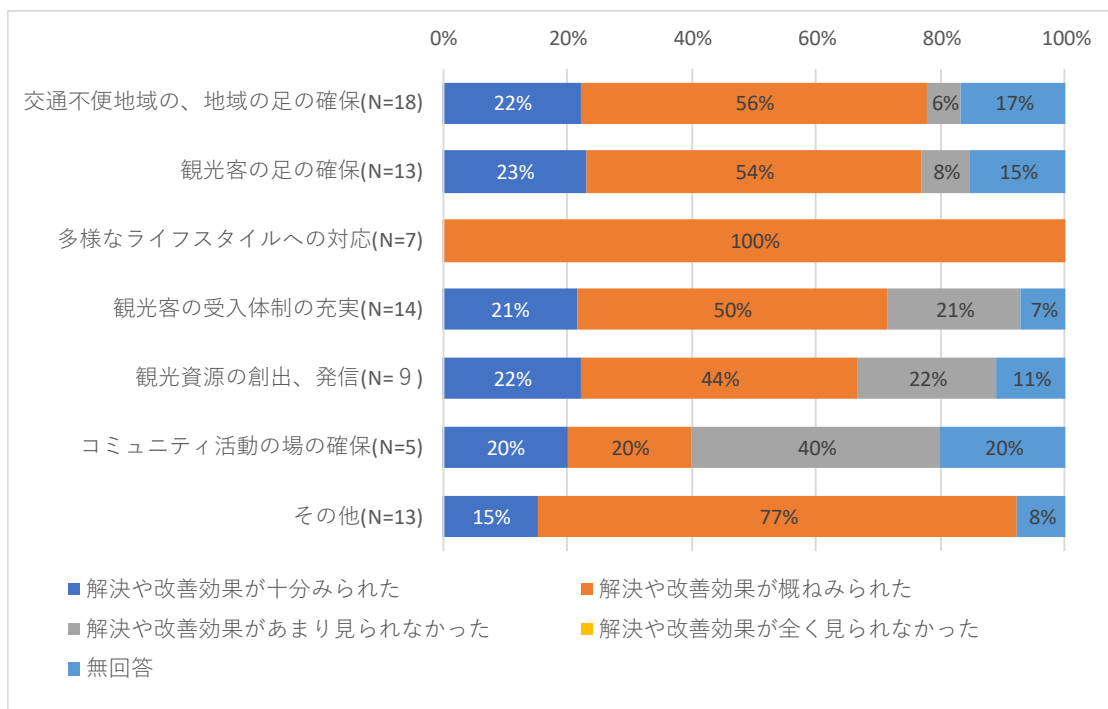
シェアリングエコノミーの活用を通じた地域課題の解決や改善効果の状況については、効果が見られたと回答したのは、75%(32件)となっている。

地域課題別にみると、シェアリングエコノミーの活用による効果の有無は、「主な課題」ごとにやや傾向の違いがみられた。サンプル数が比較的少ない為、一概に論じることは難しいものの、「交通不便地域の、地域の足の確保」「観光客の足の確保」「多様なライフスタイルへの対応」では、特に効果がみられたとする例が多い。

図表 9 課題の解決や改善効果(SA)



図表 10 主な課題別、課題の解決や改善効果(SA)



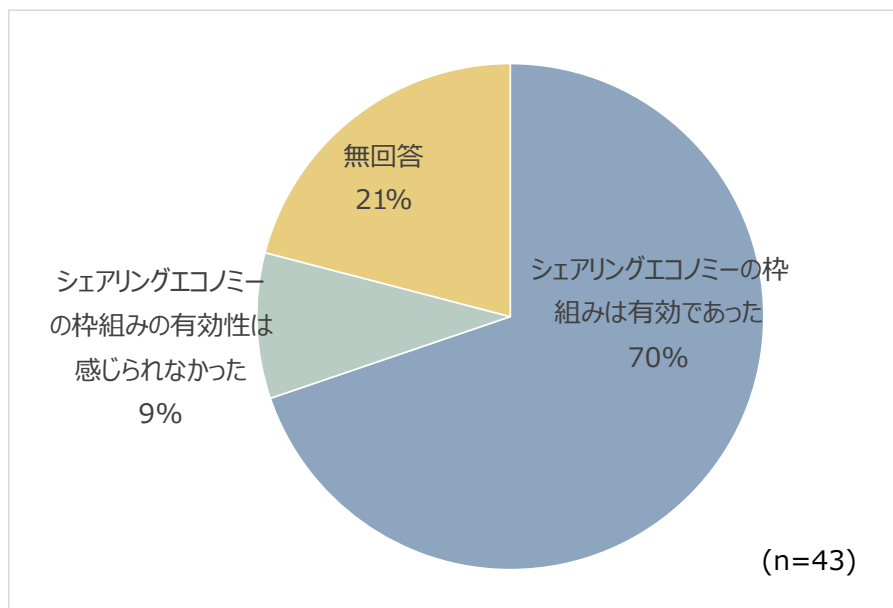
②シェアリングエコノミーという枠組みの有効性

シェアリングエコノミーという枠組みの有効性については、70%(30件)が「シェアリングエコノミーの枠組みは有効であった」と回答している。

具体的には、プラットフォームの活用により、個人が所有するものを含む遊休化している資源の活用により、柔軟な施策展開が図られることや、マッチングの精度(地域外とのマッチングを含む)が高まることによる資源の利用度の向上の観点に着目した評価がみられた。

その他には、プラットフォームとの連携を前提として、シェアリングエコノミーのプラットフォームを活用することにより、低コストで施策のICT化を実現できるという側面に着目し、結果的に施策の持続可能性が高まるとする評価もみられた。

図表 11 シェアリングエコノミーという枠組みの有効性(SA)



図表 12 シェアリングエコノミーという枠組みの有効性(自由回答に基づく整理)

【柔軟な施策展開が可能】

- ・面的なサービス展開が可能、単距離移動に有効的 等
- ・フルタイムで働くことが難しい「子育て世帯」に仕事場を提供できた
- ・空き時間を活用して働けるため、雇用の幅が広がった

【低コストな施策展開が可能】

- ・民間のプラットフォームを活用することで、行政負担が抑えられるとともに、事業の継続性が担保できる
- ・負担の軽減化、共通経費の明確化
- ・予算の削減に効果があった

【域外とのマッチングの促進】

- ・(地域の特産品の)販路拡大
- ・幅広く周知ができる

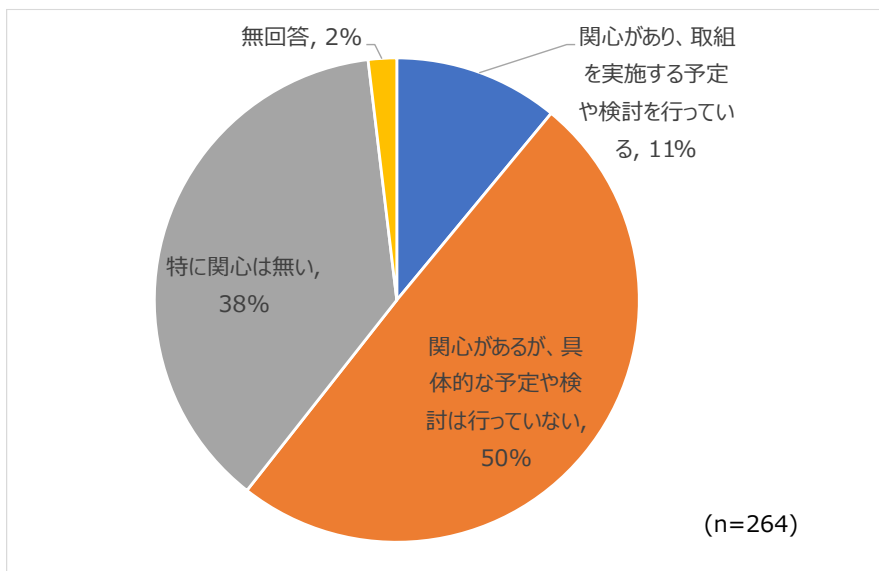
【マッチングの効率化】

- ・インターネット上のプラットフォームの利用により取組の促進が図られた
- ・それぞれの利点や強みを活かし win-win の関係でフィールドの構築—提供が図られた
- ・異なる属性の者が何かを共有するにあたり、インターネット上のプラットフォーム利用が有効と再確認

(7) シェアリングエコノミーを活用した今後の取組意向

最後に、シェアリングエコノミーを活用した今後の取組意向について確認したところ、関心があると回答したのは全体の61%(うち、具体的な予定や検討を行っているのは全体の11%)である。

図表 13 シェアリングエコノミーを活用した今後の取組意向(SA)



3. おわりに

本稿では、社会的な課題を解決するための手法としてのシェアリングエコノミーの普及の状況、シェアリングエコノミーの活用により解決を図りやすい地域課題やシェアする資源、取組を進めていく上でのポイントなどについて、分析を行った。

- 自治体が取組むシェアリングエコノミーの普及及び関心の状況
 - ・ シェアリングエコノミーへの取組実績を有する自治体は、アンケート調査回答全体の 16%であり、今後の活用意向を有する自治体は 61%であった。地域課題を解決する手法としてのシェアリングエコノミーに対する関心は高まっている。自治体等がシェアリングエコノミーに取組むうえでの支援制度などとしては、国による「シェアリングエコノミー伝道師」の派遣や、先行する取組を紹介した事例集(シェア・ニッポン 100)の公表などの後押しもあり、今後の更なる普及が期待されるといえる。
 - ・ 経済活動としてのシェアリングエコノミーはインターネット上のプラットフォームを活用することが特徴となっているが、自治体による活用事例は政令指定都市や東京都特別区等の人口集積地の事例が多いことが示唆された。インターネット上のプラットフォームを介する場合でも、実際のサービスの授受は対面で行われる場合が多く、人口が少ない地域においてはマッチングが進みづらい事例もあることや、多くのプラットフォームが首都圏に所在しており、地方圏の自治体に対するきめ細かいフォローが困難な場合があること等が背景にあると考えられる。
- シェアリングエコノミーの推進体制及び取組を進めるうえでの課題
 - ・ シェアリングエコノミーの推進体制として、多くの自治体はプラットフォーム(プラットフォームを運営する民間事業者)と連携しているが、中間支援組織が加わる推進体制は多いとはいえない。
 - ・ 取り組みを進めるうえでの課題としては、取組の周知・普及やサービス提供者・利用者に対するフォローなど、地域においてプラットフォームを利用してもらうための工夫が挙げられている。
 - ・ 前述の中間支援組織は、これらの役割を担う主体として活動することも多く、先行する国の報告書「シェアリングエコノミー活用推進事業報告書」(総務省)では、推進体制に中間支援組織が関わることが、地域におけるシェアリングエコノミーの推進に有効とする。
- 課題解決の効果及び、シェアリングエコノミーの枠組みの有効性
 - ・ シェアリングエコノミーの活用を通じた地域課題の解決や改善の効果があるとする自治体は、アンケート調査回答全体の 75%であり、課題を解決するための手法として評価されている。具体的には、プラットフォームの活用による柔軟な施策展開が可能になること、マッチングの精度が向上すること、低コストな施策展開が可能であることなどが評価されている。

－ ご利用に際して －

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。